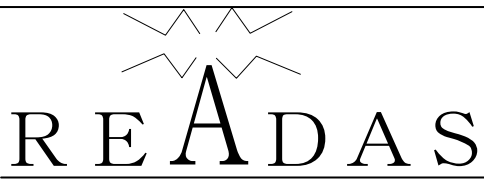


第 4460 号  (2-2)	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース  (2012年)平成24年 4月 9日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 新設法人の届出書

**Q**：法人を設立した場合、税務署にはどんな届けをしなければなりませんか？

**A**：次のような届出書を提出しなければなりません。

### 【解説】

法人を設立した場合、税務署には、次の届出書を提出しなければなりません。

#### ①法人設立届出書

普通法人又は協同組合等を設立した場合は、設立の日以後2か月以内に「法人設立届出書」を納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。この場合には、次の書類の添付が必要です。

- イ 定款等の写し
- ロ 設立の登記の登記事項証明書
- ハ 株主等の名簿の写し
- ニ 設立趣意書
- ホ 設立時の貸借対照表
- へ 合併等により設立されたときは被合併法人等の名称及び納税地を記載した書類

#### ②青色申告の承認申請書

設立第1期目から青色申告の承認を受けようとする場合には、設立の日以後3か月を経過した日と設立第1期の事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日までに提出する必要があります。

その他、必要に応じて、源泉所得税関係の届出書、消費税関係の届出書、棚卸資産の評価方法の届出書、減価償却資産の償却方法の届出書を提出します。なお、設立届出書は県（府）税事務所と市（区）役所にも提出します。

